

# 長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱に関する取扱要領

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この取扱要領は、長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱(平成20年4月1日施行。以下「要綱」という。)及び長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱の施行に関する要領(平成20年4月1日施行。以下「要領」という。)の施行に関し、建設資材の認定品目について必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この取扱要領で使用する用語は、要綱、要領及び長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱第5条第1項に規定する認定品目、製品認定基準(建設資材)及び第14条第2項に規定する工法認定基準(以下「建設資材・工法認定基準」という。)で使用する用語の例による。

## 第2章 認定リサイクル製品等の優先使用

### (目的)

第3条 長崎県が発注する公共工事(以下「県工事」という。)において、認定リサイクル製品等の利用促進を図るため、必要な事項を定める。

### (運用)

第4条 県工事に携わる者(設計業務受託者、工事請負業者を含む。)は、当該工事を本要領に従って積極的に実施するよう努めなければならない。

2 認定リサイクル製品の使用については、長崎県建設工事共通仕様書、または、認定リサイクル建設資材の使用推進に関する要領によるものとする。

3 認定リサイクル工法の利用について、県工事の設計又は工事の発注を行う者は、仕様書等の作成に当たって、「認定リサイクル工法の優先利用」を特記仕様書に明記するものとする。

### (認定リサイクル工法の優先利用等)

第5条 県工事の発注を行う者は、当該工事の設計・積算に当たり、認定リサイクル工法が次の各号に該当する場合は、原則として、当該認定リサイクル工法を指定するものとする。

(1)公共工事において十分な納入実績があるもの

(2)十分な供給が可能であるもの

2 県工事の発注を行う者は、当該工事の設計・積算において、前項に該当しない認定リサイクル工法であっても、その認定リサイクル工法が試験的利用等を目的として指定することができる。

(指定された認定リサイクル工法の利用が困難な場合等の措置)

第6条 県工事の請負業者は、仕様書等で認定リサイクル工法が指定されている場合であつて、その指定に該当する認定リサイクル工法の利用が困難な場合その他特段の事情があるときは、他の工法に変更することができる。この場合において、当該請負業者は、変更する旨を付して文書で申し出て、監督職員の承認を得なければならない。

(他の地方公共団体)

第7条 県は、県内の他の地方公共団体又はこれに準ずる団体に対し、この要綱の活用を推奨するものとする。

### 第3章 工場の確認等

(目的)

第8条 要綱第10条第2項及び、第19条第2項に規定する工場の確認等について、必要な事項を定める。

(指定機関)

第9条 要綱第10条第2項及び、第19条第2項及に規定する県が指定する機関は、公益財団法人長崎県建設技術研究センターとする。

(調査)

第10条 工場の確認等のための調査は、次により行うものとする。

(1) 新規申請時工場調査

申請者は、申請書を提出後に、次項の規定(製品試験調査を除く)に基づいた現地調査を受けなければならない。

(2) 中間工場調査

認定事業者は、次項の規定に基づいた現地調査を別に定める頻度で受けなければならない。ただし、新規に認定を受けた日の属する年度の中間工場調査は省略することができる。

(3) 臨時工場調査

随時必要に応じて実施する調査である。

2 新規申請時工場調査、中間工場調査、臨時工場調査は、長崎県リサイクル製品等認定制度工場調査表(様式1)に基づき、次に掲げる事項について実施する。

(1)工場調査事項

a 書類調査

再生資源(資材)の管理状況記録

製造機器の管理状況記録

製品検査の実施状況記録

その他 知事が必要と認める事項

b 現場調査事項

再生資源（資材）受け入れ保管場所の管理状況

現場配合方法の状況

製品の現場管理状況

c 製品試験調査

認定基準に定める品質性能試験を実施するため、調査を受けるものは、調査員の立会のもとで試料を採取、封印して試験機関に搬送し、試験機関にて試験を実施する。

（調査実施の手順）

第 1 1 条 調査を受けようとするものは、調査依頼書（様式 2）を指定機関に提出し、調査を受けるものとする。

2 指定機関は、第 1 項による調査を実施した場合、調査結果を速やかに調査を依頼したものに、書面により報告するものとする。

3 調査を依頼したものは、第 2 項による書面による報告を付して、知事への報告を行うものとする。

（県による認定リサイクル製品等の一時利用中止）

第 1 2 条 知事は、次の各号に該当する場合、認定リサイクル製品等の一時利用中止の措置を講じることができる。

一 第 10 条第 1 項で規定する工場調査（但し、中間工場調査及び臨時工場調査に限る）のうち書類調査事項、現場調査事項における是正指示に応じないとき。

二 第 10 条第 2 項で規定する品質性能を確認するための試験（新たな申請に伴う場合を除く）の結果、基準を満たさないとき。

三 その他、上記以外で要綱第 13 条第 2 項各号及び要綱第 22 条第 2 項各号に該当し県による一時利用中止を行う必要があると判断したとき。

（認定リサイクル製品等の一時利用中止の解除）

第 1 3 条 知事は、前条の規定に基づいて行った認定リサイクル製品等の一時利用中止措置について、前条の各号により一時利用中止となった原因及び改善措置が確認されたとき、解除を行うことができる。

（調査員等）

第 1 4 条 調査員は、指定機関の職員とし、工場等に問題がある場合は速やかに県へ報告を行う。また、立会員は長崎県の各地方機関に配置された検査指導幹（土木）とする。

（調査費用）

第 1 5 条 調査費用については、調査を受けようとするものの負担とする。

附 則

この取扱要領は、平成 20 年 5 月 23 日から施行する。  
平成 21 年 5 月 15 日改正する。  
平成 25 年 4 月 1 日改正する。

## 長崎県リサイクル製品等認定制度工場調査表

製品等名称 \_\_\_\_\_  
 事業者名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_

	項 目	コ メ ン ト
1. 経営方針	<p>社内規格を体系的に整備しているか。            A いる B いない            (例) ・品質管理委員会            ・教育訓練規定            ・文書管理規定            ・帳票管理規定            ・資材規定            ・購買規定            ・製品規定</p> <p>品質管理に関する要綱を定めているか。            A いる B いない            (例) ・品質管理の基本方針            ・品質管理及び教育訓練計画的推進方法            ・統計的手法の活用方法</p>	
(評価)	ア 良 イ 可 ウ 不良	
2. 品質管理担当者	<p>品質管理担当者を選任しているか。            A いる B いない            ヒストグラム、管理図等、統計的手法を用いて品質基準を評価しているか。            A いる B いない</p>	
(評価)	ア 良 イ 可 ウ 不良	
3. 個別的事項	<p>苦情を受けた製品等の処置が規定されているか。            A いる B いない            苦情の要因について、原因解析・調査等を行っているか。            A いる B いない            再発防止策を十分とっているか。            A いる B いない            品質保証の見地から必要な記録を取っているか。            A いる B いない            (例) ・資 材 受入検査記録                      資材保管記録                  ・工 程 作業記録                      管理記録                      製造日報                  ・製 品 製品検査記録                      製品保管記録                      出荷台帳                  ・設 備 設備台帳                  ・苦 情 苦情受付、処理の記録                  ・委 員 会 品質管理委員会議事録</p>	
(評価)	ア 良 イ 可 ウ 不良	

<p><b>4 . 資材の管理</b></p> <p>( 評 価 )</p>	<p>製品規格を J I S などに基づいて規定しているか。                  A いる B いない                  測定又は試験方法は項目、手順、数量、使用機具、試験方法、合否判定値を規定しているか。                  A いる B いない                  検査の結果、不良品、不合格ロットと判定されたものの処置について規定しているか。                  A いる B いない                  検査は社内規格に基づいて実施されているか。                  A いる B いない                  検査結果は統計的手法で分析を行っているか。                  A いる B いない                  検査結果は J I S などに適合しているか。                  A いる B いない</p> <p style="text-align: center;"><b>ア 良      イ 可      ウ 不良</b></p>	
<p><b>5 . 工場等調査における資材検査</b></p> <p>( 評 価 )</p>	<p>検査が J I S などに適合しているか。                  ( 外観検査、寸法検査など )                  A いる B いない                  資材 ( アスファルト殻、コンクリート殻等 ) の保管は仕切り等により区分されているか。                  A いる B いない                  資材の目視確認において、受入品以外は混入していないか。                  A いる B いない                  製品の目視確認において、木くず、鉄くず等が混入していないか                  A いる B いない                  製品の貯蔵施設の管理規程の有無                  A あり B なし                  資材及び製品置き場での種別等の表示、掲示をしているか。                  A あり B なし                  別紙 工場調査表の提出</p> <p style="text-align: center;"><b>ア 良      イ 可      ウ 不良</b></p>	
<p><b>6 . 再生資源 ( 資材 ) の管理</b></p> <p>( 評 価 )</p>	<p>資材の受入検査方法が規格などに基づき規定しているか。                  A いる B いない                  資材の出入管理を規定しているか。                  A いる B いない                  受入検査を社内規格どおり実施しているか。                  A いる B いない                  入荷別、ロット別の識別管理は十分か。                  A 十分である B 十分でない</p> <p style="text-align: center;"><b>ア 良      イ 可      ウ 不良</b></p> <p>申請書どおり、製品が製造又は工法が施工されているか。                  A いる B いない</p>	
<p><b>7 . 製造工程の管理</b></p> <p>( 評 価 )</p>	<p style="text-align: center;"><b>ア 良      イ 可      ウ 不良</b></p> <p>設備台帳を整備しているか。                  A いる B いない</p>	

<p><b>8 . 設備の管理</b></p> <p>( 評 価 )</p> <p><b>9 . 抜き取り試料の品質試験結果</b></p> <p>( 評 価 )</p>	<p>点検担当者及び点検周期を規定しているか。 A いる            B いない J I S などの規定されている検査設備が(ふるい分け器、コンクリート圧縮試験機など)全て揃っているか。 A いる            B いない 検査設備の仕様(形式、機能、容量、精度等)は十分か。 A 十分である    B 十分でない</p> <p>ア 良      イ 可      ウ 不良</p> <p>別紙試験結果による。</p> <p>ア 良      イ 可      ウ 不良</p>	
---	--	--

コメント	
総合評価	ア 良      イ 可      ウ 不良

調査年月日 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

受験者 \_\_\_\_\_

調査者 \_\_\_\_\_

立会者 \_\_\_\_\_



# リサイクル製品等認定制度 工場調査依頼書

指定機関の長 様

長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱に関する取扱要領第11条第1項に基づき  
工場調査を依頼します。

平成 年 月 日

郵便番号

住 所

会 社 名

印

代表者名

電 話

製造所名  
(調査箇所)

製造所住所

調査する製品(製品名、規格・配合割合など)

	認定番号	製品・工法名	規格：配合割合など
1)			
2)			
3)			
4)			
5)			